

地球温暖化対策推進事業費補助金(小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) 交付要綱を次のように定める。

環 境 大 臣 石 原 伸 晃

地球温暖化対策推進事業費補助金(小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業)
交付要綱

(通 則)

第 1 条 地球温暖化対策推進事業費補助金(小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交 付 の 目 的)

第 2 条 補助金は、小規模地方公共団体における街路灯等の屋外照明に LED 照明を導入するための事業であって、第 4 条に規定する事業を実施し、当該事業の実施に必要な経費の一部を補助することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第 3 条 この要綱において「小規模地方公共団体」とは、都道府県、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、第 252 条の 22 第 1 項の中核市、第 252 条の 26 の 3 第 1 項の特例市及びこれらが加入する特別地方公共団体以外の地方公共団体であって、人口が 15 万人未満の地方公共団体をいう。

(交 付 の 対 象)

第 4 条 環境大臣は、第 2 条の目的を達成する次の各号の事業の実施に要する経費のうち、補助金の対象として環境大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、

予算の範囲内において補助金を交付する。

一 LED 照明導入調査事業

小規模地方公共団体が、地域内の街路灯等の屋外照明に LED 照明を導入するために必要な調査及び計画策定を行うものであって、次号に定める事業を実施するための具体的な導入計画（以下「LED 照明導入計画」という。）を策定（複数の小規模地方公共団体が共同して調査及び計画策定を行う場合を含む。）する事業

二 LED 照明導入補助事業

小規模地方公共団体が前号で策定した LED 照明導入計画に基づき LED 照明の導入事業を民間事業者が請け負って行うもの

2 前項各号の事業に係る補助金の交付を申請できる者は、それぞれ次に掲げる者とする。

一 LED 照明導入調査事業

小規模地方公共団体

二 LED 照明導入補助事業

次のアからエのいずれかに該当する者（ただし、定款又は寄附行為において LED 照明に係るリースを行うことが可能な者に限る。）

ア 民間企業

イ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ウ 法律により直接設立された法人

エ その他環境大臣が適当と認める者

3 他の法令及び予算に基づく補助金等（適化法第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業は、交付の対象としない。

4 第 1 項の事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第 5 条 補助金の交付額は次の各号に定める方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。））があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

一 LED 照明導入調査事業

ア 総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額を算出する。

イ アで算出された額に別表第 1 の第 2 欄に掲げる補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定した額の定額（上限 800 万円）とする。ただし、選定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

二 LED 照明導入補助事業

ア 総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額を算出する。

イ アで算出された額に別表第 1 の第 2 欄に掲げる補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定し、4 分の 1 を乗じて得た額（上限 1,500 万円）とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請手続）

第 6 条 第 4 条第 1 項各号に掲げる事業を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、様式第 1 による交付申請書に実施計画書を添付して環境大臣に提出して行うものとする。

2 第 4 条第 1 項第一号に掲げる事業を複数の小規模地方公共団体で実施する場合には、小規模地方公共団体ごとに申請するものとする。

（交付決定の通知）

第 7 条 環境大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第 2 による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 環境大臣は、消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して 15 日以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

（契約等）

第 9 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争（最低価格落札方式）に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争（最低価格落札方式）に付することが困難又は不適當である場合には、一般競争（総合評価落札方式）指名競争、企画競争又は随意契約をすることができる。

2 第 4 条第 1 項各号の事業を実施し又は発注する小規模地方公共団体は、LED 照明導入計画において LED 照明導入調査を実施する事業者又は LED 照明を導入する事業者を特定し、各地方公共団体の財務規則等に照らして適正と判断される場合においては当該事業者と随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、環境大臣に届け出なければならない。

(変更の申請手続)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第 3 による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第 11 条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第 4 による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
- 二 別表第 1 の第 2 欄に定める対象経費の費目間の配分の変更(変更前のそれぞれの配分額の 15% 以内の変更を除く。) をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

2 環境大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第 5 による申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第 6 による報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後 2 か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について環境大臣の要求があったときは、遅滞なく様式第 7 による状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第 15 条 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。

(実績報告書)

第 16 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(第 12 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。) は、事業を完了した日(補助事業の中止又は廃止

の承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第5条第1項ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合において、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 環境大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第9による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 環境大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、第4条第1項第一号の事業を実施する小規模地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置につき議会の議決を必要とする場合で本文の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、小規模地方公共団体の申請に基づき補助金の額の確定の通知から90日以内で環境大臣が別に定める日以内とすることができる。
- 4 環境大臣は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第19条 環境大臣は、第12条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適化法、適化法施行令その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の

全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 環境大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第21条 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に定める別紙様式1による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を環境大臣に報告し、受理されたものについては、環境大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。
 - 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
 - 5 前項の納付については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

- 第22条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- 3 環境大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税額等の確定)

第23条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定した場合は、様式第12により速やかに環境大臣に報告しなければならない。

- 2 環境大臣は前項の報告があった場合には、補助金に係る消費税等相当額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の納付については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助事業の表示)

第24条 補助事業により整備された施設、機械器具には、環境省補助事業である旨を表示しなければならない。

(標準処理期間)

第25条 環境大臣は、第6条又は第10条に規定する申請書が到着した日から起算して、原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

(収益納付)

第26条 環境大臣は、補助事業者が補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、環境省地球環境局長が別に定める。

附則

この要綱は平成25年2月26日から施行する。

別表第 1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
LED照明導入調査事業	事業を行うために直接必要な業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、雑役務費、委託料及びその他必要な経費で環境大臣が承認した経費）	環境大臣が必要と認めた額
LED照明導入補助事業	小規模地方公共団体が発注したLED照明導入に要する経費のうち、リース料金に含まれるLED照明の取付工事に必要な本工事費、付帯工事費（既存照明の撤去費を除く）及び間接工事費（LED照明の取付工事に係る部分に限る）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額

環境大臣 殿

申請者 住所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金
（小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業）交付申請書

地球温暖化対策推進事業費補助金（小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業）交付要綱第6条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業（LED照明導入調査事業）
2. 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
3. 補助金交付申請額
金 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
4. 補助事業に要する経費及び補助金の配分額
別紙2 経費内訳のとおり
5. 補助事業の開始及び完了予定年月日
平成 年 月 日～平成 年 月 日
6. その他参考資料
複数の小規模地方公共団体が共同して実施する場合には、それぞれの自治体ごとに申請して下さい。

小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業に係る事業実施計画書
(LED 照明導入調査事業) (1 / 2)

地方公共団体 名	事業実施責任者			
	氏名	事業者名・部局・役職名		住所
				〒
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	経理責任者			
	氏名	事業者名・部局・役職名		住所
				〒
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	

(注)

その他参考資料については、添付する書類を記載する。その他参考資料を添付する場合は、どの項目の参考資料かが分かるよう、資料番号等を付して明示する。

参考資料例

< 調査を委託する事業者を選定している場合 >

- ・ 調査を実施する地域が分かる地図等
 - ・ 工程表
 - ・ 調査業務を行う事業者の見積書・定款又は寄附行為・経理状況説明書（直近 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書）
 - ・ 調査業務を行う事業者が徴する見積書（写）又はカタログ（例：派遣職員・レンタカー等）
- など

< 調査を委託する事業者を選定していない場合 >

- ・ 調査を実施する地域が分かる地図等
 - ・ 工程表
 - ・ 地方公共団体が作成する予定価格調書又は参考となる業者見積書
- など

別紙 1

小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業に係る事業実施計画書
(LED 照明導入調査事業) (2 / 2)

事業名	応募内容に鑑み適切な名称を付す。(市・・・・調査事業)
事業目的	採択された事業内容を踏まえ、事業目的、背景等を具体的に記載する。
事業内容	採択された事業内容を踏まえ、調査事業の概要を記載する。 また、交付要綱第 4 条第 1 項及び実施要領で定める内容が明らかになるように具体的かつ分かりやすく記載する。
調査業務を実施する事業者名	環境省に事業提案した時点で既に決定している場合は、当該事業者の事業者名、住所、代表者の役職・氏名、連絡先を記載する。 環境省に事業提案した時点で未定の場合は、交付決定後事業者を選定する公募時期、選定方法を記載する。(選定方法について公平性をもった方法とすること。)
調査内容 (採択された事業内容を踏まえ調査内容を具体的に、かつ分かりやすく記載する。)	
(1)現状把握調査	LED 照明に更新することにより軽減される光熱費と維持管理費を財源に、リース方式で LED 照明を導入することを念頭に、地域内における街路灯等の屋外照明の現状把握やデータ整理等必要な調査内容を記載する。 この際、調査項目、調査方法を必ず具体的に記載する。 また、調査対象の街路灯等の屋外照明の基数を明確にする。(例：街路灯基、防犯灯 基等)
(2)光熱費・維持管理費の分析	本事業は、従来型照明を LED 照明に更新することによって、維持費等を節減し、さらにリース方式を活用することによって、その導入コストを中長期的に回収することを念頭においているため、調査対象とする街路灯等の屋外照明について現状の 電力使用量、 維持管理費、 電気料金等を定量的に把握する調査について調査及び導出方法を具体的に記載する。
(3)LED 照明導入計画の策定	(1)及び(2)を踏まえて、費用対効果や二酸化炭素排出量削減効果等を勘案し、かつリースとして成立する最も効果的な導入を行うための計画策定について具体的な導出方法や計算方法を示しながら、具体的に記載する。
(4)実施体制	上記(1)から(3)を行うため、LED 照明導入調査事業を実施する事業者と地方公共団体並びにリース会社、街路灯等製造事業者等との連携体制並びに役割分担を記載する。

(5)事業の工程（別添）	<p>上記(1)から(3)までの事業を実施する期間について、事業の実施スケジュールを別添として添付する。この際、事業内容と照らし合わせて、何をいつまでに実施するのが明らかに分かるように記載する。</p>
(6)雇用計画	<p>本調査業務を行うために調査業務を実施する事業者が、新たに雇用を予定している業務従事者について以下の項目について記載する。</p> <p>① 雇用効果：例 日・人 雇用方法：例 非正規 人材派遣会社と契約 雇用条件：例 電気や照明の知見を有する者。 資格（ 一種 ）を有する者。等</p>

（注）

各記載欄に字数制限はないので、適宜記載欄を加工して使用する。

別紙 2

小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費 円	(2) 寄付金その他の収入 円	(3) 差引額 (1) - (2) 円	(4) 補助対象経費 支出予定額 円
	(5) 基準額 円	(6) 国庫補助基本 額(3)・(4)・(5)を 比較して少ない額 円	(7) 補助金所要額 (6)の定額(上限 800万円) 円	
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分	金額	積算内訳	積算根拠	
別表第 1 第 2 欄に掲 げる区分ごとに記載す る。			例：資料 1 見積書 あるいは資料 1 予定価格調書（ただ し、地方公共団体が作 成したものに限り）	
合計	円			

補助事業に係る消費税及び地方消費税の額を含む。

平成 24 年度地球温暖化対策事業費補助金（小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業） 歳入歳出見込書（抄本）

（地方公共団体名： ）

環境省所管

（単位：円）

国			地 方 公 共 団 体										備 考	
歳出予算 科 目	交付決定 の 額	補助率	歳 入			歳 出								
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち国庫 補 助 金 相 当 額	支出済額	うち国庫 補 助 金 相 当 額	翌 年 度 繰 越 額	うち国庫 補 助 金 相 当 額		

（注 1）

1. 事業区分が複数にわたる場合は、各事業区分ごとに分けて記載し、その事業区分を「備考」欄に記載する。
2. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載する。（項：地球温暖化対策推進費 目：地球温暖化対策推進事業費補助金）
3. 「地方公共団体」の科目は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載する。
4. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載する。
5. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載する。
6. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越分」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下段に国庫補助金額を内書（ ）をもって付記する。

（注 2）請負契約その他の契約を締結したときは 予定価格見積調書又はこれにかわるべき書類、 競争公告又はこれにかわるべき書類、 入札書及び入札経過調書又はこれにかわるべき書類、 契約書又はこれにかわるべき書類（工事請負契約書には当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。）等の関係書類を 5 年間整理保存しておくものとする。

環境大臣 殿

申請者 住所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金
（小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業）交付申請書

地球温暖化対策推進事業費補助金（小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業）交付要綱第6条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称

小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業（LED照明導入補助事業）

2. 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

3. 補助金交付申請額

金 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

4. 補助事業に要する経費及び補助金の配分額

別紙2 経費内訳のとおり

5. 補助事業の開始及び完了予定年月日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

6. その他参考資料（定款又は寄附行為、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）、工程表、見積書、調査結果に基づくリース計画書等）

別紙 1

小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業に係る事業実施計画書
(LED 照明導入補助事業)(1 / 2)

事業者名	事業実施責任者			
	氏名	事業者名・部局・役職名		事業者所在地
				〒
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	経理責任者			
	氏名	事業者名・部局・役職名		事業者所在地
				〒
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	

(注)

その他参考資料については、添付する書類を記載する。その他参考資料を添付する場合は、どの項目の参考資料かが分かるよう、資料番号等を付して明示する。

参考資料例

- ・ LED 照明の導入を実施する地域が分かる地図等
- ・ 工程表
- ・ 地方公共団体から受注した契約書等
- ・ LED 照明の導入業務を行う事業者が徴する見積書 (写) 又はカタログ (例 : 派遣職員・レンタカー等)
- など

別紙 1

小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業に係る事業実施計画書
(LED 照明導入補助事業)(2 / 2)

事業名	応募内容に鑑み適切な名称を付す。(市・・・・事業)
事業を実施する地方公共団体名	事業を実施する地方公共団体名を記載する。
事業目的	採択された事業内容と LED 照明導入調査事業の結果を踏まえ、事業目的、背景等を具体的に記載する。
事業内容	採択された事業内容と LED 照明導入調査事業の結果を踏まえ、事業内容が、交付要綱第 4 条第 2 項及び実施要領で定める事業の要件を満たしているかが明らかになるように分かりやすく記載する。
LED 照明メーカー	地方公共団体が、環境省に事業提案した時点で既に決定している場合は、事業者名、担当者の役職・氏名、連絡先を記載する。 未定の場合は、交付決定後事業者を公募する時期、入札方法を記載する。(公平性をもった内容であること。)
リース予定期間	リース期間を記載する。
事業の実施内容	
(1) 事業の実施内容	LED 照明導入調査事業の結果を踏まえ実施する、リースにより LED 照明を導入する事業内容を具体的に記載する。 具体的な、リプレイス内容を記載すること。 例：街路灯 基を LED 街路照明 基にリプレイス 防犯灯 基を LED 街路照明 基にリプレイス
(2) 事業の工程 (別添)	事業期間は LED 照明を導入し、電力会社の検査等必要な手続きが完了までを含めて平成 25 年度末までとする。これらの全工程を含めた実施スケジュールを作成し、別添として添付すること。この際、事業内容と照らし合わせて、何をいつまでに実施するのが明らかに分かるように記載する。

(3) 取付工事の発注について	LED 照明の取付工事を地元工事業者等に発注するに際して、周知期間や選定方法等を記載する。 取付工事により発生すると想定される雇用効果（ 人・日）を記載する。
(4) 電力会社との調整	LED 照明へのリプレイスにおいて、必要と考えられる電力会社との調整・手続き内容を明記し、どのように実施するかを記載する。
(5) 地方公共団体等事業関係者との調整	事業を円滑に進めるため地方公共団体、調査業務実施会社、LED 照明製造会社等を行う調整事項と連携内容等について記載する。
(6) 温室効果ガス排出削減効果並びに総事業費	本事業による温室効果ガス排出削減目標値（t-CO2）を記載する。 取付工事費以外を含め、LED 導入に要した総事業費を記載する。（単位：万円 内訳は不要）
(8) メンテナンス並びに故障時の対応体制	導入後のメンテナンス方法・体制と想定される雇用効果（ 人・日）を記載する。 導入した LED 照明が故障等により損傷した場合の対応を記載する。
(9) 他の補助金との関係	他の国の補助金等の応募又は申請状況を記載する。

(注)

各記載欄に字数制限はないので、適宜記載欄を加工して使用する。

別紙 2

小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費 円	(2) 寄付金その他の収入 円	(3) 差引額 (1) - (2) 円	(4) 補助対象経費 支出予定額 円	
	(5) 基準額 円	(6) 国庫補助基本 額(3)・(4)・(5)を 比較して少ない額 円	(7) 補助金所要額 (6) × 1 / 4 (上限 1,500 万円) 円		
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分	金額	積算内訳			
別表第 1 第 2 欄の区 分ごとに詳細を記載す る。		本補助金の補助対象経費は、LED 照明を導入する 際のリース料金のうち、取付工事費に係る分であ る。本欄には LED 照明の調達費等を含めた全体の 事業費が分かるように記載し、そのうち取付工事 費部分が明確になるよう記載すること。 消費税は原則として計上しない。			
合計	円				
購入予定の主な財産の内訳 (価格が 50 万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期
本補助金の補助 対象経費は、取付等 工事費であるため、 基本的に本欄の記 載は要しない。					

原則として補助金所要額には消費税及び地方消費税額は含めずに算定するが、「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いについて」(平成 24 年 8 月 9 日環境会発第 120809001 号)における 4 (2) 補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合に該当する場合には消費税及び地方消費税額を含めて算出する。

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金
(小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) 交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け文書番号で交付申請のあった平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金 (小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け文書番号 交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の国庫補助基本額及び交付決定額は次のとおりである。

国庫補助基本額	金	円
交付決定額	金	円

ただし、事業の内容を変更する場合において、国庫補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け文書番号交付申請書記載のとおりである。

- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、適化法、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び地球温暖化対策推進事業費補助金（小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業）交付要綱（平成 25 年 2 月 14 日環地温発第 1302141 号）に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるときは、申請の取り下げをすることができる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入に係る消費税等相当額については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還しなければならない。

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金
（小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け環地温発第 号で交付決定の通知を受けた地球温暖化対策推進事業費補助金（小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業）を下記のとおり変更したいので、地球温暖化対策推進事業費補助金（小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業）交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業（LED照明導入調査事業（LED照明導入補助事業））
- 2 国庫補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由
（注）具体的に記載する。

注1 2の金額欄の上段に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

注2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金
(小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業)計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け環地温発第 号で交付決定の通知を受けた地球温暖化対策推進事業費補助金(小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業)の計画を下記のとおり変更したいので、地球温暖化対策推進事業費補助金(小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業)交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業(LED照明導入調査事業(LED照明導入 補助事業))
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

注2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金
(小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) 中止 (廃止) 承認申請書

平成 年 月 日付け環地温発第 号で交付決定の通知を受けた地球温暖化対策推進事業費補助金 (小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) を下記のとおり中止 (廃止) したいので、地球温暖化対策推進事業費補助金 (小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) 交付要綱第 12 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業 (LED 照明導入調査事業 (LED 照明導入補助事業))
- 2 中止 (廃止) を必要とする理由
- 3 中止 (廃止) の期間
- 4 中止 (廃止) が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止 (廃止) 後の措置

注 中止 (廃止) までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第 1 の別紙 2 に中止 (廃止) 前の金額を上段に () 書きし、中止 (廃止) 後の金額を下段に記載した書類を添付すること。

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金
(小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) 遅延報告書

平成 年 月 日付け環地温発第 号で交付決定の通知を受けた地球温暖化対策推進事業費補助金 (小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) の遅延について、地球温暖化対策推進事業費補助金 (小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) 交付要綱第 13 条の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称
小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業 (LED 照明導入調査事業 (LED 照明導入補助事業))
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

注 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金
（小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業）遂行状況報告書

平成 年 月 日付け環地温発第 号で交付決定の通知を受けた地球温暖化対策推進事業費補助金（小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業）の遂行状況について、地球温暖化対策推進事業費補助金（小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業）交付要綱第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称：小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業（LED照明導入調査事業（LED照明導入補助事業））

経費の区分	計画額（円）	実施額（円）	遂行状況

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金
(小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) 実績報告書

平成 年 月 日付け環地温発第 号で交付決定の通知を受けた地球温暖化対策推進事業費補助金(小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) を完了(中止・廃止) しましたので、地球温暖化対策推進事業費補助金(小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) 交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業 (LED 照明導入調査事業 (LED 照明導入補助事業))
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円 (平成 年 月 日付け環地温発第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業の実施状況
- 4 補助金の経費収支実績 別紙のとおり
- 5 添付資料
(1) LED 照明導入計画書又は完成図書
(2) その他参考資料 (領収書等を含む。)

注 1 補助対象外経費が含まれる場合は、添付資料に補助対象経費が分かるよう明示すること。

注 2 小規模地方公共団体の場合は歳入歳出決算書 (抄本) を添付すること

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金
（小規模地方公共団体 LED における街路灯等導入促進事業）交付額確定通知書

補助事業者 殿

平成 年 月 日付け環地温発第 号で交付決定をした地球温暖化対策推進事業費補助金（小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業）については、平成 年 月 日付け文書番号事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、地球温暖化対策推進事業費補助金（小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業）交付要綱第17条第1項の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣

記

補助事業の名称 小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業
（LED 照明導入調査事業（LED 照明導入補助事業））

確 定 額 金 円

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金
(小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) 概算 (精算) 払請求書

平成 年 月 日付け環地温発第 号で交付決定 (交付額確定) の通知を受けた地球温暖化対策推進事業費補助金 (小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) 概算払 (精算払) を受けたいので、地球温暖化対策推進事業費補助金 (小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) 交付要綱第 18 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業 (LED 照明導入調査事業 (LED 照明導入補助事業))

2 請求金額

金 円

3 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位 : 円)

経費区分	交付決定額	支出費用状況			概算払 受領済額	差引請求額 -
		実績額	見込額	合計 = +		
計						

(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領済額	差引請求額 -

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義(ふりがな)

5 概算払を必要とする理由(概算払の請求をする時に限る。)

様式第 11 (第 20 条関係)

取得財産等管理台帳 (平成 年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が地球温暖化対策推進事業費補助金 (小規模地方公共団体 LED 街路灯等導入促進事業) 交付要綱第 21 条第 1 項に規定する処分制限額以上の財産とする。

注 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

注 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け環地温発第 号で交付決定の通知を受けた地球温暖化対策推進事業費補助金 (小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業) について、地球温暖化対策推進事業費補助金 (小規模地方公共団体 LED 街路灯等導入促進事業) 交付要綱第 23 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業 (LED 照明導入調査事業 (LED 照明導入補助事業))
- 2 補助金額 (交付要綱第 17 条第 1 項による額の確定額)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

注 別紙として積算の内容を添付すること。